

岡山県における特定建設資材に係る分別解体等
及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等
の実施に関する指針

平成14年3月

岡 山 県

目 次

第1章	基本的方向	
1	基本理念	・・・ 2
2	関係者の役割	・・・ 2
3	基本的方向	・・・ 5
第2章	岡山県の状況	
1	建築物等の状況	・・・ 6
2	特定建設資材廃棄物の状況	・・・ 6
3	今後の見込み	・・・ 6
4	再資源化施設及び最終処分場	・・・ 7
5	対象建設工事の規模及び再資源化等の距離に関する基準	・・・ 7
第3章	排出の抑制	
1	必要性	・・・ 9
2	関係者の役割	・・・ 9
第4章	再資源化	
1	再資源化の目標	・・・ 11
2	再資源化の促進の方策	・・・ 11
第5章	再生利用	
1	基本的考え方	・・・ 14
2	関係者の役割	・・・ 14
3	公共事業での率先利用	・・・ 15
第6章	普及啓発	・・・ 16
第7章	その他	
1	費用の適正な負担	・・・ 17
2	情報提供	・・・ 17
3	有害物質等の発生の抑制	・・・ 18
4	適正な実施の確保	・・・ 18
5	本指針の見直し	・・・ 19

「岡山県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」

岡山県（以下「県」という。）においては、住宅・社会資本の整備及び更新等に伴い、建築物等に建設資材が蓄積するとともに、解体工事等により建設資材廃棄物の発生量が増大し、産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）及びその最終処分量に占める建設資材廃棄物の割合も高いものとなっている。

その一方で、廃棄物の処理施設の確保はこれまでも増して困難なものとなってきており、最終処分場がひっ迫しつつあるほか、建設資材廃棄物の不法投棄が多く見られるなど、建設資材廃棄物の処理をめぐる問題が深刻となっている。

また、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国にとっては、これらの廃棄物から得られる資源を有効に利用していくことが求められている。

このような状況の中で、本県における生活環境の保全と健全な経済発展を長期的に確保するためには、関係者の適切な役割分担の下で、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図っていくことが重要である。

県は、このような認識の下に、県内で施工される対象建設工事における特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材及びアスファルト・コンクリートをいう。以下同じ。）に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物（特定建設資材が廃棄物となったものをいう。以下同じ。）の再資源化等（以下「特定建設資材に係る分別解体及び再資源化」という。）を促進するため、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「法」という。）第 4 条に基づき、国が法第 3 条に基づき定めた「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」（平成 13 年 1 月 17 日告示、以下「基本方針」という。）に即して、「岡山県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」（以下「本指針」という。）を定めるものである。

なお、本指針で使用する用語の定義については、法第 2 条の規定によるものとする。

第1章 特定建設資材に係る分別解体及び再資源化の促進に関する基本的方向

1 基本理念

(1) 特定建設資材に係る分別解体及び再資源化の基本理念

住宅・社会資本の整備及び更新等を遅滞なく円滑に実施し、岡山県の持続ある発展を実現するためには、資源を有効に利用するとともに、廃棄物を減量するなど環境に与える負荷を軽減することが重要である。

そのためには、建設資材の開発、製造から建築物等の設計、建設資材の選択、分別解体等を含む建設工事の施工、建設資材廃棄物の廃棄等に至る各段階において、建設資材廃棄物の排出の抑制、建設資材に係る分別解体等、建設工事に使用された建設資材の再使用、建設資材廃棄物の再資源化等の促進、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進などの仕組みを備えた資源循環型の社会経済システムを構築することが必要である。

このため、建設資材廃棄物という個別の廃棄物に着目して、その再資源化等を促進するために、建設工事の実態や建設業の産業特性等を踏まえつつ、関係者の連携のもとに必要な措置を一体的に講ずるべきである。

(2) 建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方

建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方としては、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）における基本的な考え方等を原則とし、まず、建設資材廃棄物の発生抑制、次に、建設工事に使用された建設資材の再使用を行う。これらの措置を行った後に発生した建設資材廃棄物については、再生利用（マテリアル・リサイクル）を行い、それが技術的な困難性、環境への負荷の程度及び地域的制約等の観点から適切でない場合には、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱回収（サーマル・リサイクル）を行う。

最後に、これらの措置が行われないものについては、最終処分するものとする。なお、発生した建設資材廃棄物については、廃棄物処理法に基づき適正な処理を行わなければならない。

2 関係者の役割

建設資材廃棄物の発生抑制、特定建設資材に係る分別解体及び再資源化の促進に当たって、関係者は、適切な役割分担の下で連携しつつ、それぞれの過程において積極的に取り組むことが必要である。

(1) 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、建設資材の製造に当たり、端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材として使用される際の材質・品質等の表示、建設資材に係る分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等（以下「建設資材に係る分別解体及び再資源化」という。）が困難となる有害物質等を含む素材等を使わないこと等により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに建設資材に係る分別解体及び再

資源化の実施が容易となるよう努める必要がある。

(2) 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、建築物等の設計に当たり、端材の発生が抑制される設計、建設資材に係る分別解体等の実施が容易となる設計、建築物等の長期的使用に配慮した設計、建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択などの設計時における工夫により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに建設資材に係る分別解体及び再資源化の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努める必要がある。

なお、建設資材の選択に当たっては、有害物質等を含む建設資材など建設資材廃棄物の再資源化が困難となる建設資材を選択しないよう努める必要がある。

(3) 発注者

対象建設工事の発注者（以下「発注者」という。）は、対象建設工事の発注に当たり、その届出、契約書面への分別解体等の方法や解体工事に要する費用などの明記等、法に規定された義務を適正に実施しなければならない。

また、発注者は、建設資材に係る分別解体及び再資源化に要する費用の適正な負担等の責務を果たすとともに、元請業者に対して、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに建設資材に係る分別解体及び再資源化の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

(4) 自主施工者

対象建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者（以下「自主施工者」という。）は、対象建設工事の自主施工に当たり、その届出及び特定建設資材に係る分別解体等の実施等、法に規定された義務を適正に実施しなければならない。

(5) 元請業者（受注者）

対象建設工事の受注者である元請業者（以下「受注者」という。）は、対象建設工事の受注に当たり、発注者に対する分別解体等の計画等についての説明、工事請負契約書面への分別解体等の方法や解体工事に要する費用等の明記、特定建設資材に係る分別解体及び再資源化の実施、特定建設資材に係る分別解体及び再資源化が完了したときの発注者への報告等、法に規定された義務を適正に実施しなければならない。

また、受注者は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに建設資材に係る分別解体及び再資源化の促進に関して中心的な役割を担っていることを認識し、その下請負人に対して、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに建設資材に係る分別解体及び再資源化の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

なお、解体工事を施工する場合は、法に定める解体工事業の登録あるいは建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に定める建設業（土木、建築、とび・土工）の許可を受けておく必要があり、また、法又は建設業法の規定に基づき、解体工事の現場

ごとに所定の標識を掲示しなければならない。

(6) 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、対象建設工事の施工に当たり、特定建設資材に係る分別解体及び再資源化の実施等、法に規定された義務を適正に実施しなければならない。

また、建設工事を施工する者は、対象建設工事以外の工事においても、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに特定建設資材に係る分別解体及び再資源化を適正に実施するほか、施工方法の工夫、適切な建設資材の選択、施工技術の開発等により建設資材廃棄物の発生の抑制並びに建設資材に係る分別解体及び再資源化の実施が容易となるよう努める必要がある。

なお、解体工事を施工する場合は、法に定める解体工事業の登録あるいは建設業法第3条に定める建設業（土木、建築、とび・土工）の許可を受けておく必要があり、また、法又は建設業法の規定に基づき、解体工事の現場ごとに所定の標識を掲示しなければならない。

(7) 建設資材廃棄物の処理を行う者

建設工事において排出した建設資材廃棄物について自らその処理を行う事業者及び建設資材廃棄物を排出する事業者から委託を受けてその処理を行う者（以下「建設資材廃棄物の処理を行う者」という。）は、建設資材廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法に基づき、建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施しなければならない。

(8) 県

県は、法の施行に当たり、法第46条に基づき、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成12年政令第495号。以下「政令」という。）第8条により法に定める事務を処理する市と調整を図りつつ、特定建設資材に係る分別解体等に関する事務、特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する事務、建設業の許可及び解体工事業の登録に関する事務等を適切に行うことにより、特定建設資材に係る分別解体及び再資源化を促進することとする。

また、国の施策と相まって、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに建設資材に係る分別解体及び再資源化を促進するために必要な調査、情報提供、普及啓発など必要な措置を講じるよう努めることとする。

(9) 市町村

市町村は、法の施行に当たり、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講じるよう努める必要がある。

また、政令第8条に定める事務を処理する市は、特定行政庁である市については法に基づく特定建設資材に係る分別解体等に関する事務を、保健所設置政令市については法に基づく特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する事務を適切に行う必要がある。

3 特定建設資材に係る分別解体及び再資源化の基本的方向

(1) 特定建設資材に係る分別解体等の促進についての基本的方向

特定建設資材は、ミンチ解体等の不適切な解体を行った場合、再資源化することが困難である。このため、特定建設資材をその種類ごとに分別することを確保することが、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するうえで最も重要な要因であり、不可欠なものであることから、特定建設資材に係る分別解体等を適切に実施することが重要である。

特定建設資材に係る分別解体等の実施により特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保し、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、特定建設資材に係る分別解体等が国及び県で定める一定の技術基準に従って実施される必要がある。この技術は、特定建設資材に係る分別解体等の実施の対象となる建築物等により異なる場合があり、建設工事に従事する者の技能、施工技術、建設機械等の現状を踏まえ、建築物等の状況に応じた適切な施工方法により分別解体等が実施される必要がある。

また、特に施工に当たって大量の建設資材廃棄物が発生する建築物等の解体工事については、最新の知識及び技術を有する者による施工が必要であるため、解体工事を施工する者の知識及び技術力の向上等を図るほか、このような技術を有する者に関する情報の提供、適切な施工の監視、監督等を行う必要がある。

(2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進についての基本的方向

建設資材廃棄物に係る現状及び課題を踏まえると、その再資源化等の促進を図ることが重要であることから、対象建設工事のみならず対象建設工事以外の建設工事に伴って生じた特定建設資材廃棄物についても、再生資源として利用すること等を促進する必要がある。

したがって、工事現場の状況等を勘案して、できる限り工事現場において特定建設資材に係る分別解体等を実施し、これに伴って排出された特定建設資材廃棄物について再資源化等を実施することが望ましい。

また、分別解体等が困難であるため混合された状態で排出された建設資材廃棄物についても、できる限り特定建設資材廃棄物を選別できる処理施設に搬出し、再資源化等を促進することが望ましい。

なお、これらの措置が円滑に行われるようにするためには、そのための技術開発、関係者間の連携、必要な施設の整備等を推進することにより、建設資材に係る分別解体及び再資源化に要する費用を低減することが重要である。

第2章 本県における建設資材廃棄物を取り巻く状況

1 建築物等の現状及び建築物等の解体工事等の状況

(1) 既存建築物の状況

平成10年住宅・土地統計調査によると、岡山県の住宅総数は652,700戸であり、その内木造が479,500戸(73.4%)、非木造が173,300戸(26.6%)である。全国的には、木造が64.4%、非木造が35.6%となっている。

また、建築の時期別割合は、下記の表1のとおりとなっており、全国的にみても、特に終戦前に建築された住宅の割合が高くなっている。(全国第3位、全国平均3.8%)

表1 既存建築物の状況

建築時期	終戦前	～ S35	～ S45	～ S55	～ H2	～ H7	～ H10.9
割合(%)	9.1%	7.9%	12.5%	26.2%	22.1%	14.0%	8.0%

(2) 新築建築物の状況

平成12年度計の建築統計年報によると、岡山県の年間着工建築物は、12,307棟、床面積の合計が2,726千㎡となっている。

(3) 解体建築物の状況

平成12年度計の建築統計年報によると、岡山県の年間解体建築物は、2,949棟、床面積の合計が281千㎡となっている。

2 特定建設資材廃棄物の発生・処理の現状

(1) 発生の状況

平成12年度建設副産物実態調査の結果によると、平成12年度における県内の特定建設資材廃棄物の排出量は、コンクリート塊が530千トン、アスファルト・コンクリート塊が370千トン、建設発生木材が70千トンとなっている。

(2) リサイクルの状況

平成12年度建設副産物実態調査の結果によると、平成12年度における特定建設資材廃棄物の再資源化等率(建設廃棄物として排出された量に対する、再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合)は、アスファルト・コンクリート塊が97%、コンクリート塊が94%、建設発生木材が84%となっている。なお、建設発生木材の再資源化率(建設廃棄物として排出された量に対する、再資源化された量の割合)は37%となっている。

3 特定建設資材廃棄物の発生量の今後の見込み

今後の公共投資や経済の動向などをもとに、将来における特定建設資材廃棄物の発生

量を予測すると、主に公共事業から発生するアスファルト・コンクリート塊は、横ばいで推移するものと考えられる。これに対して、建築物解体工事からの発生比率が高いコンクリート塊及び建設発生木材については、今後、高度経済成長期に大量に建築された建築物が更新期をむかえることから、長期的にみれば、その発生量も増加傾向にあるものと考えられる。

4 再資源化施設及び最終処分場の状況

(1) 再資源化施設

平成 13 年 3 月現在におけるコンクリート塊受入施設は 46 施設、アスファルト・コンクリート塊受入施設は 50 施設立地している。また、建設発生木材の再資源化施設は 25 施設、焼却施設は 20 施設立地している。なお、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）による平成 14 年 12 月 1 日以降の排出規制・構造規制が強化されるため、基準遵守が困難な施設の休廃止が進むと考えられる。

(2) 最終処分場

平成 13 年 3 月現在、産業廃棄物の安定型処分場は 32 箇所、管理型処分場は 19 箇所立地している。

5 対象建設工事の規模及び再資源化等の距離に関する基準

(1) 対象建設工事の規模に関する基準

県における対象建設工事の規模に関する基準は、以下のとおり政令第 2 条で定める基準とする。

表 2 対象建設工事の規模の基準

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	延床面積 80 m ² 以上
建築物の新築・増築工事	延床面積 500 m ² 以上
建築物修繕・模様替工事（リフォーム等）	請負代金額 1 億円以上
建築物以外の工作物等に関する工事（土木工事等）	請負代金額 500 万円以上

注：建築物は「建築基準法」の建築物
建築物以外の工作物等には土木系、建築系工作物を含む

なお、県は、県内の特定建設資材廃棄物の再資源化等を行うための施設の立地状況及び廃棄物の最終処分場における処理量の見込みその他の事情から判断して、政令第 2 条で定める規模の基準によっては、当該区域において生じる特定建設資材廃棄物をその再資源化等により減量することが十分でない認められる区域があるときは、当該区域について、法第 9 条第 4 項に基づく条例により、政令第 2 条で定める規模の基準に代えて適用すべき対象建設工事の規模に関する基準を定めるものとする。

(2) 再資源化等の距離に関する基準

法第 16 条に基づき、指定建設資材廃棄物については、主務省令で定める距離に関する基準の範囲内に再資源化施設が存在しない場所で工事を施工する場合その他の地理的条件、交通事情その他の事情により再資源化をすることには相当程度に経済性の面での制約があるものとして主務省令で定める場合には、再資源化に代えて縮減をすれば足りると規定している。

本県の再資源化等の距離に関する基準は、政令で指定建設資材廃棄物として定められた建設発生木材について、主務省令に基づき 50 キロメートルとする。

なお、県は、特定建設資材廃棄物の発生量の見込み及び廃棄物の最終処分場における処理量の見込みその他の事情を考慮して、特定建設資材廃棄物の再資源化による減量を図るため必要と認めるときは、法第 17 条の規定により、法第 16 条の距離に関する基準に代えて適用すべき距離に関する基準を条例で定めるものとする。

第3章 建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策

1 建設資材廃棄物の排出の抑制の必要性

建設資材廃棄物は、産業廃棄物に占める割合が高い一方で、減量することが困難なものが多い。このため、限られた資源を有効に活用する観点から、建築物等の長期的使用を図ること、建設工事に使用された建設資材の再使用、建設資材廃棄物の現場内での再利用等により、建設資材廃棄物の排出を抑制することが特に重要である。

2 関係者の役割

建設工事の実施に当たって、関係者は、建築物等に係る建設工事の計画・設計段階から排出の抑制に配慮した取り組みを行うとともに、適切な役割分担の下で連携しつつ、それぞれの過程において積極的に排出の抑制に取り組むことが必要である。

(1) 建築物等の所有者

建築物等の所有者は、自ら所有する建築物等について適切な維持管理及び修繕を行い、建築物等の長期的使用に努める必要がある。

(2) 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、工場等における建設資材のプレカット等を実施するとともに、その耐久性の向上並びに修繕が可能なものについては、その修繕の実施及びそのための体制の整備に努める必要がある。

(3) 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、当該建築物等に係る建設工事を発注しようとする者の建築物等の用途、構造等に関する要求に対応しつつ、構造躯体等の耐久性の向上を図るとともに、維持管理及び修繕を容易にするなど、その長期的使用に資する設計に努めるとともに、端材の発生が抑制される施工方法の採用及びそのような建設資材の選択に努める必要がある。

(4) 発注者

発注者は、建築物等の用途、構造その他の建築物等に要求される性能に応じ、技術的及び経済的に可能な範囲で、建築物等の長期的使用に配慮した発注に努めるほか、建設工事に使用された建設資材の再使用に配慮するよう努める必要がある。

(5) 受注者等

受注者及び建設工事を施工する者は、端材の発生が抑制される施工方法の採用及びそのような建設資材の選択に努めるほか、端材の発生の抑制、再使用できる物を再使用できる状態にする施工方法の採用及び耐久性の高い建築物等の建築等に努める必要がある。

また、使用済コンクリート型枠の再使用に努めるほか、建築物等の長期的使用に資

する施工技術の開発及び維持修繕体制の整備等に努める必要がある。

(6) 県

県は、国の施策と相まって、必要な措置を講じるよう努めるとともに、自ら建設工事の発注者となる場合においては、建設資材廃棄物の排出の抑制に率先して取り組むこととする。

(7) 市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講じるよう努めるとともに、自ら建設工事の発注者となる場合においては、建設資材廃棄物の排出の抑制に率先して取り組む必要がある。

第4章 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策

1 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標

再資源化施設の立地状況を踏まえて、すべての関係者が再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量をできるだけ速やかに、かつ、着実に実施することが重要であることから、今後10年を目途に特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に重点的に取り組むこととし、平成22年度における再資源化等率（工事現場から排出された特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量の百分率をいう。）の目標は、次表のとおりとする。

関係者は、この目標の達成を目指して排出の抑制、特定建設資材に係る分別解体及び再資源化並びに建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の使用等の促進を図るとともに、目標を達成した場合は、その実績を維持していくことに努めることとする。

なお、再資源化等とは、再資源化及び縮減をいう。

表3 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標

特定建設資材廃棄物	平成22年度の再資源化等率
コンクリート塊	100パーセント
建設発生木材	95パーセント
アスファルト・コンクリート塊	100パーセント

特に、県の事業においては、再資源化等を先導する観点からコンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊について、平成17年度までには最終処分する量をゼロにすることを目指すこととする。

また、市町村の事業においても、できる限り最終処分する量をゼロとするよう努める必要がある。

なお、特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標については、建設資材廃棄物に関する調査の結果、再資源化等に関する目標の達成状況及び社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行うものとする。

2 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策

(1) 基本的事項

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を達成するためには、必要な再資源化施設の確保、再資源化を促進するために必要となるコスト削減等に資する技術開発及び再資源化により得られた物の利用の促進が必要となる。

具体的には、県は、国の税制上の優遇措置、政府系金融機関の融資等が積極的に活用されるようその制度の普及等に努め、再資源化施設の整備を促進するとともに、特定建設資材廃棄物の再資源化施設の実態を把握し、その結果に基づき必要に応じた施策を推進することとする。

(2) 具体的方策

ア コンクリート塊

コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生クラッシャーラン、再生コンクリート砂、再生粒度調整砕石等(以下「再生骨材等」という。)として、道路、港湾、空港、駐車場及び建築物等の敷地内の舗装(以下「道路等の舗装」という。)の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材、コンクリート用骨材等に利用することを促進する。

また、コンクリート塊の再資源化施設については、新たな施設整備と併せて既存施設の効率的な稼動を推進するための措置を講ずるよう努める必要がある。

イ 建設発生木材

建設発生木材については、チップ化し、木質ボード、堆肥等の原材料として利用することを促進する。これらの利用が技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には燃料として利用することを促進する。

また、建設発生木材の再資源化を促進するための技術開発等の動向を踏まえつつ、建設発生木材については、建設発生木材の再資源化施設等の必要な施設の整備について必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

ウ アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物及び表層基層用再生加熱アスファルト混合物(以下「再生加熱アスファルト混合物」という。)として、道路等の舗装の上層路盤材、基層用材料又は表層用材料に利用することを促進する。また、再生骨材等として、道路等の舗装の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材等に利用することを促進する。

加えて、アスファルト・コンクリート塊の再資源化施設については、新たな施設整備と併せて既存施設の効率的な稼動を推進するための措置を講ずるよう努める必要がある。

エ その他

プラスチック製品や石膏ボードなどの特定建設資材以外の建設資材についても、それが廃棄物となった場合に再資源化等が可能なものについては、工事現場の状況等を勘案の上できる限り分別解体等を実施し、その再資源化等を実施することが必要である。

また、その再資源化等についての経済性の面における制約が小さくなるよう、分別解体等の実施、技術開発の推進、収集運搬方法の検討、効果的な収集運搬の実施、必要な施設の整備等について関係者による積極的な取組が行われることが必要である。

また、再資源化等が困難な建設資材廃棄物を最終処分する場合は、安定型処分品

目（環境に影響を及ぼすおそれの少ない産業廃棄物をいう。以下同じ。）については管理型処分品目（環境に影響を及ぼすおそれのある産業廃棄物をいう。以下同じ。）が混入しないように分別した上で安定型最終処分場（安定型処分品目の最終処分場をいう。）で処分し、管理型最終処分場（管理型処分品目の最終処分場をいう。）で処分する量を減らすよう努める必要がある。

第5章 再資源化により得られた物の利用の促進のための方策

1 基本的考え方

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、その再資源化により得られた物を積極的に利用していくことが不可欠であることから、関係者の連携の下で、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物に係る需要の創出及び拡大に積極的に取り組む必要がある。

また、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用に当たっては、必要な品質が確保されていること並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配慮することが重要である。

2 関係者の役割

関係者は、建設工事の実施に当たっては、建築物等の建設工事の計画・設計段階から建設資材廃棄物の再資源化により得られた物をできる限り利用するよう配慮するとともに、適切な役割分担の下で連携しつつ、それぞれの過程において積極的に建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用に取り組むことが必要である。

(1) 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、品質及び性能の確保に配慮しつつ建設資材廃棄物の再資源化により得られた物をできる限り多く含む建設資材の開発及び製造に努める必要がある。

(2) 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用した設計に努める必要がある。

また、このような建設資材の利用について、発注しようとする者の理解を得るよう努める必要がある。

(3) 発注者

発注者は、建設工事の発注に当たっては、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り選択するよう努める必要がある。

(4) 受注者等

受注者及び建設工事を施工する者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用するよう努める必要がある。また、これを利用することについての発注者の理解を得るよう努める必要がある。

(5) 建設資材廃棄物の処理を行う者

建設資材廃棄物の処理を行う者は、廃棄物処理法を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の品質の安定及び安全性の確保に努める必要がある。

(6) 県

県は、国の施策と相まって、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のために必要となる調査、情報提供、普及啓発等に努めるほか、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用するよう努めることとする。

(7) 市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講じるよう努める必要がある。

3 再資源化により得られた物の公共事業での優先利用

県事業においては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）の趣旨を踏まえ、民間の具体的な取組の先導的役割を担うことが重要であることから、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用することとする。

具体的には、道路等の舗装の路盤材又は建築物等の埋め戻し材若しくは基礎材の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該現場から 40 キロメートルの範囲内でコンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生骨材等が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とするなどの方策を講ずることとする。道路等の舗装の基層用材料、表層用材料及び上層路盤材の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該現場から 40 キロメートル及び運搬時間 1.5 時間の範囲内でアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生加熱アスファルト混合物が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とするなどの方策を講ずることとする。また、建設発生木材の再資源化により得られるものについても、利用される用途に要求される品質等を考慮して利用を促進することとし、モデル工事等を通じて施工性、経済性等の適用性の検討を行い、これを踏まえ利用量の増大に努める。さらに、その他の用途についても、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進が図られるよう積極的な取組を行う必要がある。

なお、県事業以外の公共事業においても、県事業における特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に準じた取組を行う必要がある。

第6章 特定建設資材に係る分別解体及び再資源化並びに再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及

特定建設資材に係る分別解体及び再資源化並びに特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進は、特定建設資材廃棄物の排出の抑制、再資源化により得られた熱の利用の促進等と相まって、資源エネルギー投入量の削減、廃棄物の減量、環境に影響を及ぼすおそれのある物質の環境への排出の抑制等を通じて、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築していくという意義を有する。

このような意義を有する特定建設資材に係る分別解体及び再資源化並びに特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の推進のためには、広範な県民の理解と協力が必要である。このため、県及び市町村は、資源の有効利用及び環境の保全に資するものとしてのこれらの意義に関する知識について、広く県民への普及及び啓発を図ることとする。

具体的には、広報活動等を通じて、対象建設工事の届出をはじめとする特定建設資材に係る分別解体及び再資源化の実施義務を果たさなければならないこと、また、これらが資源の有効利用及び環境の保全に資することについての県民の理解を深めるとともに、特定建設資材に係る分別解体及び再資源化が適切に行われるよう関係者の協力を求めることとする。

特に、特定建設資材に係る分別解体及び再資源化の実施義務を負う者が当該義務を確実に履行することが重要であり、また、発注者が特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物をできる限り利用することが重要であることから、その知識を普及させるため、ホームページやパンフレット等による啓発を行うとともに、必要に応じて情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

第7章 その他特定建設資材に係る分別解体及び再資源化の促進に関する重要事項

1 特定建設資材に係る分別解体及び再資源化に要する費用の適正な負担

特定建設資材に係る分別解体及び再資源化を適正に実施するためには、それに要する費用が、発注者と受注者との間で適正に負担されることが必要である。

(1) 発注者等の責務

発注者は、自らに特定建設資材に係る分別解体及び再資源化に要する費用の適正な負担に関する責務があることを明確に認識し、当該費用を適正に負担する必要がある。

また、自主施工者は、自ら負担する費用により特定建設資材に係る分別解体及び再資源化を適正に実施する必要がある。

(2) 受注者の責務

受注者は、自らが特定建設資材に係る分別解体及び再資源化を適正に行うことができる費用を請負代金の額として受け取ることができるよう、発注者に対し、特定建設資材に係る分別解体及び再資源化の実施を含む建設工事の内容について、書面により十分に説明する必要がある。

また、受注者と下請負人との間においても、特定建設資材に係る分別解体及び再資源化に要する費用が適正に負担されることが必要である。

(3) 工事請負契約の締結

発注者及び受注者は、特定建設資材に係る分別解体及び再資源化の方法並びに費用等について工事請負契約の書面に記載し、署名又は記名押印のうえ相互に交換することにより、特定建設資材に係る分別解体及び再資源化に要する費用が適正に負担されることを相互に確認する必要がある。

(4) 県及び市町村の役割

県及び市町村は、特定建設資材に係る分別解体及び再資源化に要する費用を建設工事の請負代金の額に反映させることが特定建設資材に係る分別解体及び再資源化の促進に直結する重要事項であることを県民に対し積極的に周知し、当該費用の適正な負担の実現に向けてその理解と協力を得るよう努めることとする。

2 情報提供

県は、受注者が特定建設資材廃棄物の再資源化等を行うに当たって必要となる施設の情報、発注者等が当該工事の注文を行うに当たって必要となる解体工事業を営む者の情報等の提供等が十分なされるように、国が整備するインターネット等を活用した情報システム等の活用及び普及に努めるものとする。

3 有害物質等の発生の抑制等

関係者は、建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等の関係法令を遵守するとともに、有害物質等の発生の抑制及び周辺環境への影響の防止を図らなければならない。

(1) フロン類及びアスベスト

建設資材廃棄物の処理等の過程において、冷凍空調機器の冷媒として使用されているフロン類、粉碎することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがある非飛散性アスベスト等の取扱いには十分注意し、可能な限り大気中への拡散又は飛散を防止する措置をとるよう努める必要がある。

(2) C C A 処理木材

防腐・防蟻のため木材にC C A(クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤をいう。以下同じ。)を注入した部分(以下「C C A 処理木材」という。)については、不適正な焼却を行った場合にヒ素を含む有毒ガスが発生するほか、焼却灰に有害物である六価クロム及びヒ素が含まれることとなる。このため、C C A 処理木材については、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、C C A が注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべてC C A 処理木材として適切な施設で焼却又は埋立を適正に行う必要がある。

(3) P C B 含有物

P C B を含有する電気機器等については、これらを建築物等の内部に残置しないようにするため、建築物等の解体に先立ち、これらは撤去され、廃棄物処理法及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)に従って適切に措置されなければならない。

4 特定建設資材に係る分別解体及び再資源化の適正な実施の確保

(1) 実施要領等の運用

県は、特定建設資材に係る分別解体及び再資源化に係る事務を円滑に運用するため、届出の審査の基準、助言又は勧告を行う場合の行政指導の方針、命令を行う場合の処分等の基準、その他必要な事項について標準的な取扱方法を示す「岡山県における特定建設資材に係る分別解体及び再資源化に関する実施要領」(以下「実施要領」という。)を定めるものとする。

さらに、届出及び通知における事務手続きの円滑化を図るため「建設リサイクル法事務手続きの手引き」を定めるものとする。

(2) 特定建設資材に係る分別解体等の実施の確保

県又は特定行政庁である市は、法に規定された特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するため、本指針及び実施要領等を勘案し、対象建設工事の発注者又は自主施工者からの届出を受理、審査し、必要があれば命令を行うとともに、国の機関及び地方公共団体からの通知を受理することとする。

また、必要がある場合には、本指針及び実施要領等を勘案し、対象建設工事受注者又は自主施工者に対して、助言又は勧告、命令、報告の徴収、立入検査等を行うなど必要な措置を講ずることとする。

(3) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施の確保

県又は保健所設置政令市は、法に規定された特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するため、本指針及び実施要領等を勘案し、申告の受理、助言又は勧告、命令、報告の徴収、立入検査等を行うなど必要な措置を講ずることとする。

(4) 建設業の許可及び解体工事業の登録実施の確保

県は、建設業法に基づく建設業の許可等に関する事務の処理と併せ、法に規定された解体工事業の登録等並びに特定建設資材の分別解体及び再資源化の適正な実施を確保するため、本指針及び実施要領等を勘案し、登録申請の受理、審査及び登録、報告の徴収、立入検査等を行うなど、必要な措置を講ずることとする。

5 本指針の見直し等

県は、法の施行状況、県における特定建設資材の分別解体及び再資源化並びに解体工事業登録の実施状況、特定建設資材の再資源化施設等の立地状況、社会経済状況の変化等を踏まえ、適宜、本指針の内容について見直しを行うなど、必要な措置を講ずることとする。